

議会中継システムASPサービス提供業務委託
仕様書

令和5年12月
千葉市議会事務局調査課

目 次

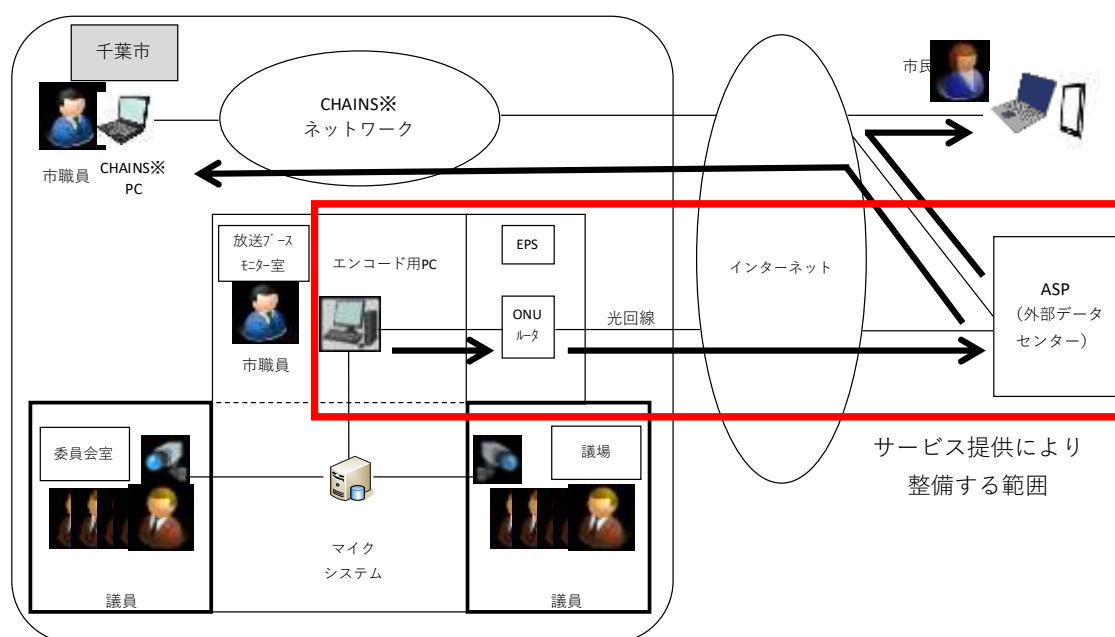
1	目的	3
2	基本的な考え方	3
3	平面図・設備等	4
4	議会中継の対象及び会議開催実績	4
5	中継スケジュール	6
6	サービス提供内容	7
	(1) 生中継及び録画放映の配信	7
	(2) 配信期間等	9
	(3) 視聴者への対応	10
	(4) データセンターの要件	12
	(5) 市に設置を想定する機器等	13
	(6) 運用保守	15
7	設計・構築・テスト	16
	(1) 設計	16
	(2) 構築	16
	(3) テスト	16
8	提出資料	17
	(1) プロジェクト開始時	17
	(2) 設計時	17
	(3) 構築後	17
	(4) テスト時	17
	(5) 運用時	17
9	想定スケジュール及び役割分担	18
10	契約方法等	19
	(1) 委託期間	19
	(2) 支払方法等	19
	(3) 契約満了時における配線と機器の取扱い	20
	(4) 機密保持、資料の取扱い	20
	(5) 再委託について	20

1 目的

本市議会の「議場で行われる本会議等」及び「委員会室で行われる委員会」を、インターネットを利用して市民が視聴するために必要となるサービス提供業務を委託するものである。

2 基本的な考え方

市民及び市職員が、ノートパソコン・タブレット端末・スマートフォン等を利用して、インターネット経由で安定的に議会中継（生中継及び録画放映）を視聴するためのASP サービスを提供すること。



※CHAINS

千葉市行政情報ネットワークシステムのこと。一般行政事務を行う市職員の円滑な事務執行や情報共有を図るため、本市の情報通信基盤として整備された情報システムであり、市の約340施設を光ケーブルで接続した通信回線網を構築するとともに、各部署にパソコン及びプリンタを配置している。

3 平面図・設備等

本サービスを提供するに当たり必要となる議会フロアの平面図や設備等を示す。

【6階（議会フロア）平面図】



4 議会中継の対象及び会議開催実績

【議会中継の対象】○：対象 ×：対象外

項目	会議名	開催場所	議会中継	
			生中継	録画放映
本会議等	本会議	議場	○	○
	予算・決算審査特別委員会		○	○
	子ども議会		○	×
委員会	常任委員会（5）	各委員会室	×	○
	特別委員会（2）		×	○

<留意事項>

- ・括弧内は現状の委員会数である。
- ・常任委員会は5委員会同時に開催しているが、今後、分散開催となる可能性もある。
- ・特別委員会は、現状は2委員会だが、時期によっては3委員会となることもある。

【会議開催実績（参考）令和4年度】

項目	会議名	開催場所	開催実績（時間）
本会議等	本会議	議場	36日（111時間17分） ※上記のほか、緊急の案件がある際は臨時会を開催することもある（令和3年度実績：2日（56分））。
	予算・決算審査特別委員会		4日（2時間1分）
	子ども議会		1日（3時間） ※例年7月下旬に開催する。
委員会	総務委員会	第1委員会室	8日（13時間13分）
	保健消防委員会	第2委員会室	7日（12時間）
	環境経済委員会	第3委員会室	8日（10時間45分）
	教育未来委員会	第4委員会室	8日（10時間31分）
	都市建設委員会	第5委員会室	6日（13時間55分）
	大都市制度・基本計画調査特別委員会	第1委員会室	8日（8時間35分）
	超高齢社会調査特別委員会	第2委員会室	6日（6時間55分）

※ 上記会議の開催は、概ね平日9：00～18：00であるが、場合によっては、18：00を超えることもある。

5 中継スケジュール

中継		R5年度						R6年度				R7～R9年度			R10年度		
		4月	...	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	3月			12月	1月
				R5.4定			R6.1定			R6.2定		R7.1					
本会議等	現契約	R1.6～R6.5 【長期継続契約】															
	本契約							準備	中継期間 (56か月)				R6.6～R11.1				
委員会	本契約			▲ 契約	準備	中継期間 (60か月)						R6.2～R11.1					

<本契約に基づくサービス提供開始日>

本会議等：令和6年6月1日

委員会：令和6年2月1日

【本会議等】

本会議等は、現在も生中継と録画放映を実施しており、これに係る現契約は令和6年5月末までである。この契約終了後の令和6年第2回定例会から本契約による生中継及び録画放映を開始する。

○生中継の配信

令和6年第2回定例会（令和6年6月）から開始

○録画放映の配信

令和6年6月1日から開始

※ 過去2年分の録画放映データ（本市が提供する「令和4年第1回定例会～令和6年第1回定例会分」）をデータ移行し、当該データを令和6年6月1日から録画放映として配信する。その後は、令和6年第2回定例会から順次、定例会の録画放映を配信する。

【委員会】

委員会は、現在、生中継・録画放映ともに実施していないが、令和6年第1回定例会から本契約による録画放映を開始する。

○録画放映の配信

令和6年第1回定例会（令和6年2月）から開始

6 サービス提供内容

(1) 生中継及び録画放映の配信

本市議会専用の議会中継配信サイトをインターネット上に公開し、当該サイトから市民及び市職員が容易に議会中継を視聴できること。

なお、当該サイトの画面構成やデザイン等については、本市の意向を十分に確認し、以下に留意して作成すること。

- ・現在運用中の「千葉市議会ホームページ」の画面のリンクから外部サイトとして遷移できること。
- ・ユニバーサルデザインを十分考慮したウェブアクセシビリティが確保された画面デザインとすること。
- ・音声ブラウザの利用に支障がないこと。

ア 本会議等・委員会の共通事項

議場・委員会室の既設カメラで撮影され、放送ブースモニター室の音響設備から出力される映像・音声データを、受託者の用意するデータセンターで受け取ること。

イ 本会議等の生中継

- (ア) データセンターで受け取った映像・音声データを、インターネットへ生中継（配信）すること。
- (イ) 生中継画面の横等に、本市の指示に基づき、生中継している会議に関する各種情報（会議名、開催日、次第、発言者名、質問項目等）を掲載すること。
- (ウ) 生中継の配信開始・終了にかかる操作は、本市においても可能なシステムとすること。

ウ 本会議等・委員会の録画放映

- (ア) データセンターで受け取った映像・音声データを、本市の指示に基づき編集・保存し、データセンターからインターネットへ録画放映（配信）すること。
- (イ) 録画放映画面の横等に、本市の指示に基づき、録画放映している会議に関する各種情報（会議名、開催日、次第、発言者名、質問項目等）や千葉市議会ホームページへの URL リンク等を掲載すること。
- (ウ) 会議名、開催日等で録画放映の検索を可能とすること。なお、本会議等については、議員名、会派名等でも検索を可能とすること。

- (エ) 公開用とは別に、ID・パスワードにより保護された非公開の品質確認用の環境も提供すること。なお、非公開の品質確認用の環境にて本市の確認承認を得た後に、公開用の環境に登録すること。
- (オ) 本会議等の過去2年分の録画放映データ（令和4年第1回定例会～令和6年第1回定例会分）を、議会中継配信サイト（録画放映）で配信できるようデータ移行すること。なお、当該過去データの配信は、令和6年6月1日からとする。

(2) 配信期間等

ア 生中継

(ア) 各会議の全日程を、会議開始から会議終了まで配信すること。

※ 会議開始前及び会議終了後も「間もなく会議が開始されます」や「会議は終了しました」等の情報を一定時間配信することを予定している。

(イ) 各会議は、概ね平日9:00～18:00で開催されるが、場合によっては、18:00を超えることもある。

イ 録画放映

(ア) 会議終了後、3日後（土、日、祝日を除く）に配信開始できること。

(イ) 24時間365日（計画による停止や定期保守を除く）の配信を可能とすること。

(ウ) 配信を開始した日から起算して2年が経過した年末まで配信すること。なお、録画放映データは、会議終了後1月以内に本市へDVD等に保存して、2枚（正・副）提出すること。提出するデータは、録画放映として配信されている単位にカット編集されている映像データファイルとし、データファイル形式については、別途協議する。

※ 上記（1）（2）に係る「生中継」と「録画放映」の想定事務フローは、以下のとおり

<生中継>

項目	作業						
	中継テスト	生中継配信サイト作成・公開準備			生中継開始	生中継中	生中継終了
時期	開催7日前	開催3日前	開催2日前	開催前日	開催当日 (開催直前)	開催中	開催当日 (終了直後)
本市	生中継テストの連絡	生中継画面の横等に掲載する情報を受託者に送付	生中継配信サイトの確認 (非公開の品質確認用で確認)	受託者へ確認完了連絡	マイクシステム(本市設備)を起動させた後、受託者に連絡	—	会議終了後、マイクシステムを終了し、受託者へ終了を連絡
受託者	生中継テストの実施	生中継配信サイトの作成開始	生中継配信サイトの確認依頼	生中継配信サイト公開準備	生中継開始	生中継の配信	生中継の配信終了

<録画放映>

項目	作業				
	録画放映用サイト作成		録画放映開始	録画放映データの提出	録画放映データの配信終了
時期	会議開催当日 (開催日夕方～翌朝)	会議開催3日後 (午前)	会議開催3日後 (午後)	会議終了後 1月以内	会議終了 2年後
本市	・録画放映画面の横等に掲載する情報を受託者に送付 ・映像編集等が必要な場合は、その指示	録画放映配信サイトの確認	受託者へ確認完了連絡	録画放映データの受け取り	—
受託者	録画放映配信サイトの作成開始	録画放映配信サイトの確認依頼	録画放映配信サイトの公開 (24時間365日の配信)	録画放映データの送付 (DVD等)	録画放映サイトから該当データを削除

(3) 視聴者への対応

ア 視聴環境

(ア) 市民

- ・一般に広く使用されている OS (Windows、Mac、iOS、Android 等) が搭載されている端末 (スマートフォンやタブレットを含む) 及びブラウザ (Edge、Chrome、Firefox、Safari 等) で視聴できること。
- ・視聴者のデバイス (PC、スマホ等) を自動的に検出し、最適なユーザインタフェースに誘導し、最適なフォーマットで配信すること。

(イ) 市職員

市職員が行政事務に使用している「CHAINS 端末」で、特段の設定・調整をせずに視聴できるようにすること。

<留意事項>

CHAINS 端末から直接インターネットへの接続は行っていないため、インターネット閲覧は、インターネットに接続されている仮想環境から行う。そのため、本サービスの利用も当該仮想環境から接続することを前提とする。

また、仮想環境の仕様については次のとおりである。

- ・仮想化アプリケーション Sky 社 SKY DIV
- ・オペレーティングシステム Windows Server 2019
- ・インターネットブラウザ Chrome、Edge

【参考：CHAINS 端末の仕様】

製品名	Lenovo V330
ハードウェア	CPU : Core i3-8130U メモリ : 8GB HDD : 128GB (SSD)
ソフトウェア	OS : Windows10 Enterprise 64bit LTSC2019 ブラウザ : Internet Explorer 11 その他 : Microsoft Office Professional Plus 2019 32bit

なお、「CHAINS 端末」及び「仮想環境」は、本委託期間中にそれぞれ更新予定であることから、その都度、必要に応じてテストを行い、市職員が議会中継を視聴できるようにすること。

イ 同時接続数

映像・音声をインターネットに安定して配信できるためのデータ帯域を有し、1,000人程度の安定的な同時視聴を可能とすること。

ウ ビットレート

配信する映像のビットレートは500kbps程度とすること。ただし、本市の指示によりビットレートを変更できること。

(4) データセンターの要件

ア 入退室の管理ができる仕組みがあり、無許可の者、外部の者が入室できないこと。

イ 耐震・免震対策として、建物は耐震又は免震構造であること。

ウ 津波、高潮、集中豪雨等による出水の被害を受けない対策が施されていること。

エ 火災対策として、ハロン消火設備等、電子計算機への影響が少ない消火設備を有していること。

オ 防水対策として、水を使用する設備と区分された構造であること。

カ 防塵対策として、飲食物の持込が禁止されていること。

キ 温度・湿度対策として、専用又は適切な規模・機能の空調設備を設置していること。

ク 電源設備として、無停電電源装置が設置されており、過電流防止機能を有していること。また、停電時は可能な限り電源供給でき安定したサーバー運用ができること。

ケ 安定した映像配信が行えるよう、負荷分散の視点から複数のサーバー構成とすること。

コ コンピュータウイルス対策として、サーバーにウイルス対策ソフトをインストールし、パターンファイル等を常に最新のものとすること。また、ウイルスチェック機能付のファイアウォールを導入し、パターンファイル等を常に最新のものとするとともに、ログの監視を行うこと。

サ 主要な通信機器を除く通信機器に許可なく電子計算機又は通信機器が接続されないよう監視又は点検する体制が整備されていること。

(5) 市に設置を想定する機器等

受託者がサービス提供のために、本市に設置を想定する機器等は次のとおりであり、それぞれの機器についてサービス提供に応じた必要な設定を行うこと。

なお、設置スペースが限られるため、事前にスペースを確認すること。

ア 各種機器

No.	品名	数量	設置場所	備考
1	委員会配信向け エンコード用パソコン	5 式	放送ブ ースモニ タ一室	キーボード・マウス・ディス プレイ等の周辺機器一式及 びこれらを収納するラック を含める。
2	本会議配信向け エンコード用パソコン	1 式		
3	インターネット配信 機器用無停電装置	1 台		
4	インターネット配信用 LAN ルータ	1 台		
5	ONU	1 台	EPS 内 (PD 盤あり)	—

イ LAN ケーブル

(ア) 仕様

カテゴリ 6 以上の規格とし、LAN ケーブルの色は、「薄青（薄緑等、類似の色を含む）」とすること。

また、LAN ケーブルには、線名札（識別タグ）等を使用し、次の内容を表示すること。

【表示内容（例）】

- ・システム名（議会中継システム）
- ・接続元及び接続先の機器名

(イ) 配線方法

配線は、天井転がし配線及び既設ケーブルラック配線、既設配管内配線等とする。なお、配線の長さは軽微な配置変更に対応できるよう余裕を持つこと。

(ウ) 留意事項

配線時に防火・防煙区画の貫通が必要な場合は、既設箇所については施工済み内容を参考に、新規に貫通処理が必要な箇所については防火区画処理材（国土交通大臣認定の耐火粘土等）を使用する等により適切な貫通処理を行うこと。

ウ 光回線

サービス提供に必要なインターネット接続用回線（光回線等）及びプロバイダを提供し、必要な設定や配線作業を行うこと。

エ その他

上記以外に必要な機器等がある場合は、本業務の範囲として受託者が整備すること。

また、機器等の設置に必要な木板や金具等の設置用部材は受託者が用意すること。

(6) 運用保守

ア 運用

- ・本サービス提供に当たって必要な機器・機材・回線及びソフトウェア等について、受託者が本市に設置するものを含め、適切な管理運営を行うこと。
- ・会期前には、受託者による一連の動作確認を行うこと。
- ・会期中、本会議当日の朝には、受託者から本市議会までの通信確認を行うこと。
- ・メンテナンス等でサービスを一時停止する場合にはあらかじめ本市に連絡の上、承認を得ること。

イ 障害対応

障害発生時において、本市からの連絡を受け付ける窓口を設け、連絡先を提示すること。

【対応方法】

障害箇所を特定（切り分け）し、復旧すること。

なお、基本的には電話対応とするが、機器や配線の交換が必要な場合等、市職員による作業が困難な場合は、現地にて受託者が責任をもって修理や機器交換等の対応を行うこと。

【対応時間】

平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※ 生中継中は、上記時間に限らず対応すること。

ウ 視聴状況の報告

次のいずれかの方法で、市が視聴状況（生中継/録画配信別、日別、時間帯別、PC/Mobile 別の利用者数等）を確認できること。

- ①受託者が利用者数等の集計を行い、市に報告する。
- ②市がシステムから利用状況を抽出できること。
- ③Web 上で、視聴状況のレポートを都度閲覧・ダウンロードできること。

エ その他

安定したサービス提供のために、その他必要な運用保守を行うこと。

7 設計・構築・テスト

(1) 設計

「6 サービス提供内容」をサービスとして提供できるよう、各種設計を行い、設計書を作成し、市の承認を受けること。

(2) 構築

「(1) 設計」に基づき、システム構築を行うこと（本市での作業時間は、平日9：00～17：00とする）。

(3) テスト

サービス提供に係る各種テストを行い、テスト結果書を作成し、市の承認を受けること。

8 提出資料

次の資料を、(1) から (5) の時期に電子媒体(データ)で提出すること。

なお、データ形式は、Microsoft Word、Excel、又はPower Pointの最新版とする。

(1) プロジェクト開始時

- ・導入スケジュール

(2) 設計時

- ・設計書

機器仕様、部材仕様、各種設定情報

ネットワーク構成図(各種機器の配置状況が分かる図面)

中継画面のイメージ図、画面遷移図 等

(3) 構築後

- ・設計時から設計内容を変更する場合は、変更後の設計書

※ 設計書を版数管理した上で更新し、市の承認を受けること。

- ・各種機器及びケーブル等の設置前後の写真

※ 防火・防煙区画の貫通処理を行う場合は、当該箇所の施工前後の写真も含む。

(4) テスト時

- ・テスト計画書、テスト結果書

(5) 運用時

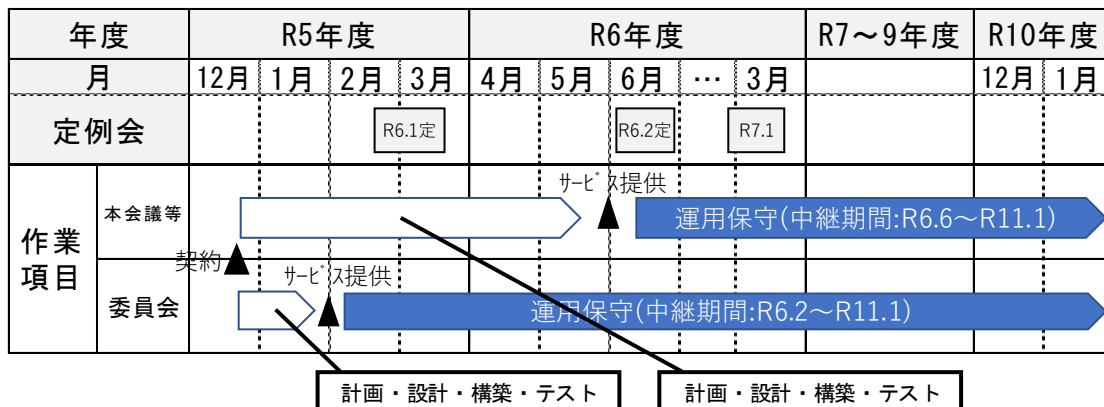
- ・操作マニュアル

- ・利用状況報告書

(受託者が利用者数等の集計を行い、市に報告するとした場合)

9 想定スケジュール及び役割分担

【スケジュール】



【役割分担】

工程	作業項目	役割分担	
		本市	受託者
計画	スケジュールの作成		○
	スケジュールのレビュー・承認	○	
設計	設計書の作成		○
	設計書のレビュー・承認	○	
構築	機器設置、LAN 敷設等		○
テスト	テスト計画書の作成		○
	テスト計画書のレビュー・承認	○	
	テストの実施		○
	テスト結果書の作成		○
	テスト結果書のレビュー・承認	○	
サービス提供 及び 運用保守	サービス提供及び運用保守		○

10 契約方法等

(1) 委託期間

契約締結日～令和11年1月末

＜サービス提供期間＞

本会議等：令和6年6月1日～令和11年1月31日

委員会：令和6年2月1日～令和11年1月31日

(2) 支払方法等

ア 本契約期間における当該サービスの提供に要するすべての経費（消費税を除く）を次のとおり按分する（端数は「本会議等」に含める）。

①本会議等の経費：②委員会の経費※＝1：1.59

※ 光回線代やLAN配線代等を含む。

イ ①及び②は以下の図に示す経費として、次のとおり支払う。

①は56分の1の額を、②は60分の1の額を算出し、①と②を合わせた額に消費税を加えた額を、各月の翌月に支払うものとする。

※分割により端数を生じる場合は、初月に含める。

ウ 令和6年2月1日から令和11年1月31日までの60か月分の支払い額の合計を委託料総額とする。

年度	R5年度				R6年度					R7～9年度	R10年度		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	…	3月		12月	1月	
本会議等					サービス提供▶								
										①本会議等の経費（56か月）▶			
委員会	サービス提供▶												
										②委員会の経費（60か月）▶			

エ 契約日から運用開始までの間は、サービス提供に係わる準備期間とし、その間の費用支払は行わないものとする（準備期間中における費用の一部支払いはないものとする）。

(3) 契約満了時における配線と機器の取扱い

受託者がサービス提供のために設置した機器及びこれに付帯して行った工事（LAN ケーブル敷設等）に関しては、契約満了時に、受託者の責任において、これらを撤去し、壁等の簡易的な補修を行ったうえで、原状回復を行うものとする。

(4) 機密保持、資料の取扱い

次のア～オを遵守すること。なお、適切な措置が講じられていることを確認するため、本市が必要に応じて実地調査を行う場合がある。

- ア 業務上知り得た情報について委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- イ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。また、持ち出しを禁止する。
- ウ 受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- エ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- オ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。

(5) 再委託について

契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次のとおりとする。ただし、用意するデータセンターについては、受託者が保有・運用しているかは問わない。

【主たる部分】

本仕様書「6（1）生中継及び録画放映の配信」及び「6（6）運用保守」

【契約書（抜粋）】

（一括再委託等の禁止）

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称並びに住所、委任し、又は請け負わせる業務の範囲等を明らかにし、あらかじめその内容を発注者に通知しなければならない。